

## I. 反対尋問

- 5 1. 検察側は、合法的条件説をとっているが、2 ページ目の 3 行目及び 4 行目にて述べられている、因果法則とは具体的にどのようなものなのか。その内容は何を指しているのか。
2. そもそも検察側が挙げた判例で解釈が争われた、民法 719 条の趣旨は、共同不法行為者とされた者全員に損害の全部について連帯して賠償責任を負わせ、被害者の責任追及を容易にすることによって被害者救済を厚くすることを目的とするものである。この民事判例を用いて本問を説明するのは、刑法 207 条で同時傷害の特例が規定されている事から考えても疑問が残る。検察側はどのように考えているのか。
- 10 3. X または Y のどちらの劇薬が A を致死に至らしめたのかわからないのにも関わらず、検察側は、4 ページ目 20 行目において、X の劇薬自体で A の死亡結果をもたらすことができたとして、Y の劇薬使用という介在事情の寄与度が低いと判断している。その根拠は何か。

## 15 II. 学説の検討

A 説:具体的結果観説について

本説が有効であるのは、例えば A、B が独立して甲の食物に致死量の毒を入れ、それを食べた甲が死亡したが、双方の毒物が効果を発揮した結果甲が死亡したと証明された場合である。本問のようにいずれの毒物によって死亡したかが明らかでない場合には、本説は議論に馴染まない。

- 20 以上より、弁護側は A 説を採用しない。

B 説:行為の前後説について

検察側と同様の理由により採用しない。

C 説:条件公式説について

- 25 検察側は条件関係を必要条件(「あれなければこれなし」)から十分条件(「あれあればこれあり」)に修正し、択一的競合のケースにおいて例外的な条件関係を用いることで解決を図るものであるが、本問は稀な事例であり例外的な修正を設ける必要性は低いため、因果関係の存否を検討するために重要な条件公式をわざわざ修正する必要性も高くないといえる。

- 30 思うに、因果関係が認められるための事実的な前提として条件関係の存否を確認するものであって、不当な結論が出るからといって当該関係を無視するようでは、結論ありきの議論になり恣意的な結論に流れかねない。条件公式に当てはまって初めて因果関係の議論へと進むべきであり、この基準は様々な事例に画一的な結論を出す上でも有効である。

したがって、弁護側は C 説を採用する。

D 説:条件公式修正説について

- 35 本説を採用すると、例えば本問において A の毒物が効果を発生したと判明した場合でも、B の行為と結果にも条件関係を肯定する結論になってしまうため妥当ではない。

以上より、弁護側は D 説を採用しない。

E 説:合法的条件説について

確かに因果関係の判断には経験則が重要ではあるが、本説は後行事実である結果が先行事実である行

為から自然法則に従って発生したといえるか<sup>1</sup>という、人によって差があると思われる不明確な基準で判断を下す点に問題がある。ややもすれば、事実認定が同一であっても裁判官によって異なる結論が導かれる可能性も少なくない。

以上より、弁護側はE説を採用しない。

5

### III. 本問の検討

#### 第1. Xの罪責について

1. XがAに対して、過失により致死量の劇薬を支給し死亡させた行為について、業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立するか。

10 2. (1) 業務上過失致死罪の成立要件は、①業務上必要な行為を怠ったこと、②死亡の結果、③因果関係である。

(2) ①について、「業務」とは人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為で、人の生命・身体等に危害を加えるおそれのあるもののことをいう。

15 本問において、Xは看護師であるため薬の支給は反復継続して行っている行為であり、他人の生命・身体に危害を加えるおそれのある行為を行う社会的地位にあるといえる。また、医療に携わる者として、通常人よりも高度の注意義務を負う。したがって、過失によってXに致死量の劇薬を支給した行為は「必要な行為を怠ったもの」といえ、①を満たす。

(3) 次に、Aは死亡しているため②を充足するが、Xの実行行為とAの死亡という結果との間に③因果関係を認めることができるか。

20 そもそも因果関係とは、「あれなければこれなし」という条件関係を基礎とし、実行行為と結果との間の刑法上の結びつきの有無を判断するものをいう。行為と結果との間に何らかの事実的結びつきがあるというだけで、直ちにその行為に重い違法性を肯定することはできない。将来の犯罪予防目的を達成しようとするのであれば、実行行為の持つ高度の危険性が結果として現実化したといえる場合にのみ、因果関係を認めるべきである。

25 因果関係の判断につき、弁護側はC説の条件公式説をとるところ、その行為が行われなければその結果は発生しなかったであろうといえる場合に因果関係の基礎となる条件関係が認められる。

30 本問において、XがAに劇薬を支給していなかったとしてもYがAに劇薬を支給しており、どちらの劇薬の作用によりAが死亡したのかは明らかでないため、Yの劇薬のみが効いて死亡した可能性を排除できない。したがって、Xの行為がなかったと仮定してもYの劇薬のより結果は発生していた可能性があり、条件関係は否定され、因果関係も認められない。よって、③を満たさない。

3. 以上より、Xの行為に業務上過失致死罪は成立しない。

#### 第2. Yの罪責について

Xの場合と同様に考えて、Yの行為にも業務上過失致死罪は成立しない。

### IV. 結論

Xの行為について、Aに対する業務上過失致死罪(211条1項前段)は成立せず、またYの行為についても、Aに対する業務上過失致死罪(211条1項前段)は成立しない。よって、X及びYは何ら罪責を負わない。

<sup>1</sup> 大谷實『刑法講義総論』(2012年,成文堂)210頁。

以上